

(案)

(仮称)調布市産業振興ビジョン(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年1月20日(月)～令和7年2月19日(水)
- (2) 周知方法 令和7年1月20日号及び2月5日号市報, 市ホームページ, LINE, X(エックス)
- (3) 資料の閲覧場所 産業振興課(市役所8階), 産業労働支援センター(市民プラザあくろす3階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, 教育会館(1階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地を除く), みんなの広場(調布市文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 提出用紙に氏名, 住所, 御意見等を記入し, 持参, 郵送, FAX, Eメール, 専用フォームのいずれかで市役所産業振興課へ提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 4件(2人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	0件
第1章「策定に当たって」に対する意見	0件
第2章「市の現状とこれまでの取組」に対する意見	0件
第3章「市の産業振興施策に関する調査とその結果」に対する意見	0件
第4章「今後の産業振興における課題」に対する意見	0件
第5章「地域経済活性化に向けた取組の基本方針」に対する意見	4件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※御提出いただいた意見の内容は、原則として、原文を基に記載しています。

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第5章	1	第5章 地域経済活性化に向けた取組の基本方針の「取組の方向性 1-1 商工会運営や商店会活動の支援」について 当該方向性においては、「商工会の運営を支援する」とあり、市が商工会に阿る記述が随所に見られます。 WHOタバコの規制に関する枠組み条約（以下、FCTC）は、2005年に我が国も批准していることから、憲法98条2項の規定により、公布された条約等は国内法としての効力を持ちます。 また、SDGsの3.aにおいては「すべての国々において、FCTCの実施を適宜強化する」と規定されており、本素案P.8に「SDGsの目標達成につなげていくことを目指しています。」と記載している以上、FCTCの実施を強化していく必要があります。 FCTC5条3項および同ガイドラインにおいては、行政だけではなく議員に対しても公共政策をタバコ産業の商業的およびその他の利害関係から保護することを求めています。これは、政策決定プロセスにタバコ産業を含めないことを意味します。 しかしながら、タバコ産業やタバコ販売事業者は、商工会・商店街を通じて「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」の妨害をすべく行政に圧力をかけてくる事例が全国的に散見されており、調布市でも例に漏れずそのような行為が商工会・商店街を通じて行われているため（実際に自らの利益誘導のために市民の健康を害する陳情も彼らから出された）、影響力の大きい商工会・商店街といえど、政策への妨害に対しては毅然とした態度で接してほしいと思います。	商工会は、市内産業の発展のため、経営改善等の全般的な相談事業や商店会・工業などの支援を通じた地域振興事業を展開している地域経済活性化に寄与する組織であり、また、市内中小事業者が集う商店会については、地域の商業の中心的な役割を担い、商店や地域が共同で支え合う重要な組織であると認識しています。 本ビジョンに基づき、商工会や商店会を支援するに当たっては、引き続き、調布市受動喫煙防止条例はもとより、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例についての情報共有や意識啓発を図ることで、受動喫煙防止の重要性への理解を深めながら、地域の魅力向上、まちのにぎわいの創出、地域経済の活性化を図って参ります。
第5章	2	第5章 地域経済活性化に向けた取組の基本方針の「取組の方向性 1-2 魅力ある商店街の形成に向けた環境整備支援」について 「商店街は、地域住民の買い物場として日常生活を支えるとともに、夏祭り等のイベント開催を通じたにぎわい創出の拠点となっています。また、地域のコミュニティとしての役割もあり、多様な機能を有しています。商店街が担う役割を維持・発展させていくためには、多くの人が魅力を感じ、安心して訪れることができる環境づくりが重要です。」とありますが、令和5年8月末に、市内の●●●●●●商店街の祭りでアルコール一気飲み大会が企画され、市（産業振興課・行政経営部）がアルコール一気飲み大会を市報で広報してしまおうという問題がありました。このとき、当初は複数の市民が●●●●●●商店街に問い合わせしましたが、不誠実なリアクションを商店街は取りました。アルコール依存症の専門家団体が抗議文を出すことで、ようやく取りやめましたが、問題が大きくなるまで市が強く指導しなかったのも問題だと思いました。 このような、「商店害」ともいうべき、市民を害するような、商店街の不適切な行為にまで、市が加担するのはよくありません。 多くの人が魅力を感じ、安心して訪れることができる環境づくりを目指すのであれば、市が後援・支援する商店街の企画については1件1件入念に精査をすべきで、ダメなものはダメと商店街に阿ることなく強く言うべきです。	多くの人が商店街に魅力を感じ、誰もが安心して日常的に訪れることができる空間となるよう、引き続き、商店会が実施するイベント等に対して、適切な助言等を行って参ります。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※御提出いただいた意見の内容は、原則として、原文を基に記載しています。

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第5章	3	地域事業者への支援について 地域の自営業者の方々が、未長く健康に経営をできるように、健康経営の支援もしてほしい。 特に喫煙可の店は、店主が早期に病気を発症し、立ち行かなくなる事例が多いです。	市が補助する調布市商工会では、会員向けに健康診断を実施しており、市から補助を受けた調布市勤労者互助会が、健康診断の費用の一部を補助することで、自営業者を含めた多くの勤労者の健康管理を支援しています。 また、市では、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している市内自営事業のうち、対象となる方に、無料で特定健診や後期高齢者健診を実施しています。 引き続き、関係機関と連携しながら、地域事業者の健康増進を図って参ります。
第5章	4	産業復興について。中小の商業の伴奏機関として強化が必要。 調布の商店会は商連を30年ほど前に解散をした後、今まで商連関係の情報を全く持っていなかった。都の商連の情報を独自に確認した際、調布のこの団体を解散してしまった事は間違いだと確信しました。 各商店会の連携や情報交換は「調布駅前商店会」の経緯から見ても非常に重要な事だと認識しています。この商連の復活、および、事務局の設置が急務だと思います。 事務局は事務局機能を持っていない商店会は各店主が事務を行っており生業の外でしている事もあり、書類作成、助成金補助金の確認申請、等々の専門的な仕事をする団体が必要です。各商店会でそれを持つという事は物理的に難しい所があり一括管理できる商連事務局が必要と考えます。 事務局機能を持つにあたって助成金補助金や税金投入等コスト上で難しい所があります。運営を安定化させるためにその事務局に収益事業を持たすことも重要と考えます。 個人的に全国130カ所以上の商店会商工会商工会議所等の組織と情報交換する機会がありましたが、調布市産業振興にその点が必要と考えます。 その事務局の存在はまちづくり会社でも商連でも問題は無いとは思いますが、専門職にせず、既存の組織と兼業の場合はマンパワーが足りず抑々の業務が出来ない事象が全国的に多々起こっている事も付随いたします。	今後も、各商店会との対話を重ね、商店会数の減少に歯止めをかけるために、商店会の組織力強化に向けた更なる改革・改善への働きかけ等の取組を通じて、地域の魅力向上やまちのにぎわい創出、地域経済力の向上に向けた、商工会運営や商店会活動を支援して参ります。